

平成22年 第5回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招集期日	平成22年5月25日(火)	開会 午前10時00分	閉会 午前11時25分	
2 招集場所	大崎市役所 岩出山総合支所 2階 第3会議室			
3 出席委員	委員長	佐々木 竹生	委員 長 職務代行者	小 高 雄 悦
	委員	高 橋 裕 子	委 員	戸 島 潤
	教育長	伊 東 敬 一 郎		
4 欠席委員	なし			
5 傍聴者	なし			
6 事務局職員出席者	教育次長	柴 原 一 雄	教育次長	早 坂 敏 明
	参事	星 豪	参事 兼 文化財課長	宮 崎 龍 冶
	教育総務課長	佐々木 桂一郎	学校教育課長	山 口 研 二
	生涯学習課長	千 葉 博 昭	中央公民館長	佐々木 俊一
	図書館長	星 利 宏	教育総務課 兼 副参事	峯 村 和 久
	学校教育課 兼 副参事	千 葉 光 弘		
7 書記	総務担当補佐	石 田 行 男	総務担当係長	三 浦 利 之
	総務担当主事	水 尾 春 香		
8 専決処分報告		1)	大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱について	
		2)	大崎市青少年指導員の委嘱について	
		3)	大崎市体育指導委員の委嘱について	
9 議案議事	日程1	議案第19号	大崎市立幼稚園保育料等減免措置に関する規則の一部を改正する規則について	
	日程2	議案第20号	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について	
	日程3	議案第21号	大崎市社会教育委員の委嘱について	
	日程4	議案第22号	大崎市公民館運営審議会委員の委嘱について	
	日程5	議案第23号	大崎市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について	

開 会	
委 員 長	出席委員が定足数に達していますので、平成22年第5回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。 これから会議を開きます。
前回会議録の承認	<p>前回会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議ないものと認め、前回会議録を承認いたします。</p>
会議録署名委員の指名	
委 員 長	本日の会議録署名委員を指名いたします。 戸島委員にお願いします。
教育長報告	<p>次に、教育長報告に入ります。</p> <p>中学校教諭の不祥事について 大崎市立田尻中学校の教諭が、平成22年5月17日、午後8時30分頃に、大崎市古川地区内の無人自動契約機において、不正入手した他人名義の運転免許証を使い、キャッシュカードを作ろうとしていたところを、金融業者が警察に通報し、有印私文書偽造、同行使未遂の容疑で古川警察署に逮捕されました。既にマスコミ等でも報道されております。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>対応といたしましては、1つ目は、保護者等への周知です。PTA会長へできるだけ早く知らせるべく、連絡をとりました。そして本部役員、さらには運営委員会のメンバーに集まっていただきまして、対応を協議いたしました。その結果、同日の夜に田尻中学校区の小中学校役員による合同の総会を行い、不祥事のことを報告し、お詫びをいたしました。</p> <p>PTAに対しては、田尻中学校長名によるお詫びの文書を送付いたしました。</p> <p>子ども達には部活動等を停止して、完全下校をさせまして、臨時の職員会議を開きました。その中で、子どもたちと保護者への対応を共通確認しました。子どもたちについて、校長が翌日の朝に報告をしてお詫びをいたしました。そして、子どもたちの心のケアを中心に対応していくこととしました。それには、養護教諭やスクールカウンセラー、それ以外の職員も全員が同じ対応をとるということを確認しております。</p>

なお、保護者向けの通知文につきましても、同様のことを明記して配布しております。現在のところ、学校や教職員への批判は入っておりません。

教育委員会としましては、学校と連携を密にしながら、学校をフォローし、翌々日に臨時の幼稚園長・小中学校長会議を開催いたしました。教職員としてのサービスの規律に重点を置いてお話しするとともに、教職員も人間であるということ認識し、さまざまな悩みや不安も抱えているので、それを早期に把握し対応することが、管理職に求められるとお話ししました。プライバシーとの関連もありますが、十分配慮していただきたいとお話ししました。

なお、この件につきましては、先日、私が宮城県教育委員会に報告をし、謝罪をしてきました。

また、今月28日にイズミティー21にて、市長村教育委員会教育長と小中学校長の合同会議が宮城県教育委員会の主催であります。

小学校運動会について

教育委員の皆さんには、それぞれの学校にご出席いただき感謝を申し上げます。特に集中いたしました22日(土)では、どこの小学校も盛り上がっていたと聞いております。一転して翌日は肌寒い日でしたが、どの小学校も順調に運動会が行われました。

第1回市議会臨時会について

これにつきましては、後ほど教育次長より報告いたします。

教育委員の任命の取り下げについて

既にマスコミ等でご承知のことと思っておりますが、教育委員の任命の取り下げがございました。

これについては、5月28日に臨時会が開催されると通知がありました。その際の議案として教育委員2名の任命がございます。

なお、おそらく午前中に議員全員協議会が行われ、調整し協議いたします。その際に、先ほど説明しました教職員の不祥事の件について、教育長から報告することになると思われま。

教科書採択について

来年度から指導要領の改訂に伴い、教科書の採択という課題が出てまいります。

これまで、指導要領の改訂はほぼ10年おきに行ってまいりましたが、今般改訂が早まりましたことにより、来年度から完全実施になるわけですが、前年度において必ず教科書採択協議会の事務作業が行われます。

第1回大崎地区小学校教科用図書採択協議会が過般開催されたところでございますが、明日、第2回の会議が開かれ、おおよそのスケジュールを確認いたします。

ご案内のように、教科書の採択は広域採択となっております。6月1日に県教育委員会で事務担当の説明会がありますが、6月18日から2週間、教科書の展示会を開催しなければなりません。

また、教科用図書の調査専門員を委嘱しなければならないので、明日、第2回目の教科書採択協議会を開催します。

大崎地区の採択協議会は大崎市が事務局を務めますので、こちらについては、星参事から報告させます。

委員 長	星参事から補足説明を求めます。
星 参 事	<p>教科書採択のスケジュールについてご説明いたします。</p> <p>本年度採択の対象となりますのは、小学校の教科書と特別支援学級における第9条の一般図書です。スケジュールにつきましては、お手元に配布いたしました。これは、第1回の教育委員会でご協議をいただいたものでございます。具体的には本日の午後到大崎地区教科用図書採択協議会がありますので、そこで日程が確定いたします。</p> <p>また、今回大崎市としてはミニ採択という形をとります。選定委員は教育委員の皆さんにお願いいたしたいと思っております。そして専門委員は特に選定せず、各学校からの意見や要望を調査し、それをもとに協議をします。7、8ページにございます希望に関する資料を各学校から提出してもらい事務局で取りまとめ、専門委員会に活用、反映させていきたいと考えております。</p> <p>また、一般の方々から広く意見を頂戴するために、市内3箇所に教科書展示会場を開設いたします。6月18日から14日間で、場所は市民図書館、スコーレハウス、松山公民館です。</p> <p>さらに宮城県では、大崎市の合同庁舎で教科書展示会を開催することになっております。ここで、アンケート調査を行い広くご意見を頂戴することにしております。</p> <p>なお今回、採択教科書として14社から見本が届いております。教育委員会において議案の決定、報告、承認を頂きたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
委員 長	柴原教育次長から補足説明を求めます。
柴原教育次長	<p>学校教育部の予算関係につきましてご報告いたします。</p> <p>5月13日と14日に臨時会がありました。その専決処分を求めることについての予算案を提出いたしました。</p> <p>まず3月19日付けの専決処分ですが、資料の5ページをご覧ください。これは古川第三小学校の校舎耐震補強及び大規模改造工事の実設計業務委託に関するものです。2月22日に相手の設計会社からの損害賠償請求があり、対応としては弁護士をお願いすることになり、その費用について専決処分することになりました。手付金としての委託料15万円です。同時に債務負担行為を設定し、成功報酬として15万円を支払うこととしております。</p> <p>また、3月29日付け専決処分ですが、相手の設計会社から設計委託料の満額を支払えという仮処分申し立てがありました。こちらも弁護士委託料が発生しますので56万円の予算を組み、なおかつ債務負担行為として同額を設定したものであります。</p> <p>15万円と56万円と金額が違いますが、これは訴えられている額が違いため弁護士報酬基準に基づき算出したものであります。</p> <p>そして3月31日付けの専決処分につきましては2月補正で間に合わなかったものを専決処分したものであります。</p> <p>続いて6月補正について説明いたします。</p>

<p>委員 長</p> <p>早坂教育次長</p> <p>委員 長</p> <p>早坂教育次長</p> <p>委員 長</p> <p>委員 長</p>	<p>(資料に基づき報告)</p> <p>早坂教育次長から補足説明を求めます。</p> <p>生涯学習部の予算についてご説明いたします。 資料の7ページをご覧ください。内容としては経済対策事業についてです。終了した事業については精算し、減額いたしました。 2月補正に計上した事業につきましては次年度に繰り越して実施します。 そして新たに追加したものが地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業です。老朽化が進んでいる市民会館の改修の設計や工事についての予算で、総額2,700万円です。 続いて6月補正について説明いたします。 (資料に基づき説明)</p> <p>質疑ではないのですが、6月補正の図書購入費は少なくはないでしょうか。</p> <p>今回はふるさと納税を受けての補正予算となっているので、このような予算となっております。</p> <p>質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり)</p> <p>他に、質疑がなければ、教育長報告を終わります。</p>
<p>専決処分報告</p> <p>委員 長</p> <p>学校教育課長</p> <p>戸島委員</p> <p>学校教育課長</p>	<p>次に、専決処分報告に入ります。 初めに、大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱について、学校教育課長より説明願います。</p> <p>経済的な理由によって就学が困難な高校生や大学生等を対象に、高校生には月額15,000円、大学生等には月額30,000円の奨学資金を貸付けて支援し、有為な人材を育成していくことを目的にしている事業です。事業計画や奨学生の変更等の審議を9名の運営委員の方々にお願いしています。 今回の専決処分は、その運営委員会の内、4月1日付けの人事異動で異動した二人の校長先生の後任として着任したそれぞれの校長先生に委嘱したものです。</p> <p>前任者の任期の残りは、あとどのくらいですか。</p> <p>本年12月末までとなっております。</p>

委員 長	他に、質疑はありませんか。 （「質疑なし」の声あり）
委員 長	質疑がないものと認め、ただいまの専決処分報告について承認します。 次に、大崎市青少年指導員の委嘱について、生涯学習課長より説明願います。
生涯学習課長	資料の2ページをご覧ください。平成22年5月1日に専決処分をいたしましたのでご報告いたします。 3ページをご覧ください。青少年指導員は、青少年センターの業務を促進するため、100人以内で配置しています。資料の3ページから6ページに記載のとおり、関係団体の構成員と指導業務に相当と見られる者及び市内小、中、高の教職員、市内中学校のPTAからの推薦とし、任期を2年としております。 平成22年4月30日をもって任期が満了となりましたが、各団体からの推薦がまとまらなかったことから、4月の教育委員会で審議できませんでしたので、5月1日に専決処分をし、73名の方々に委嘱をしたものであります。 なお、青少年指導員の任務は、外部指導及び非行防止にかかわる生活指導を行うとともに、有害環境の浄化に配慮し、1回あたりの活動報償費は2,500円を支給しております。平成21年の活動実績は延べ434件であり、一人平均、年6回程度の指導回数となっております。 以上で報告を終わります。
委員 長	質疑はありませんか。 （「質疑なし」の声あり）
委員 長	質疑ないものと認め、ただいまの専決処分報告について承認します。 次に、大崎市体育指導委員の委嘱について生涯学習課長より報告願います。
生涯学習課長	資料の7ページをご覧ください。平成22年5月1日に専決処分をいたしましたのでご説明します。 3月の教育委員会定例会におきまして85名の体育指導員の委嘱についてご審議いただきました。今回欠員となっております岩出山地域から1名の推薦がありましたので、5月1日付けで委嘱したものでございます。 以上でご報告を終わります。
委員 長	質疑はありませんか。 （「質疑なし」の声あり）
委員 長	質疑がないものと認め、ただいまの専決処分報告について承認します。

議 案 審 議	
委 員 長	<p>次に本日の議題を上程いたします。</p> <p>初めに、日程第1 議案第19号 大崎市立幼稚園保育料等減免処置に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。</p> <p>学校教育課長より説明願います。</p>
学校教育課長	<p>この規則は、生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象に大崎市が設置している幼稚園や保育園の保育料の減免措置の減免額等を定めたものです。</p> <p>今回の改正点は大きく分けて2点あります。</p> <p>1点目は各区分の減免額を示した別表第1及び別表第2の激甚災害時の減免の項を削除するものです。その理由は複雑かつ多様な形態で発生する災害に対し定額の助成額を定めておくよりも、災害発生時に状況に即した全庁的な支援策を定めて柔軟に対応すべきという考え方によります。</p> <p>2点目は、国の就園奨励費補助金の補助単価の改定に伴う減免額の改正で、改正額は11ページの新旧対照表にありますように、26,000円が35,000円になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
委 員 長	<p>質疑はありませんか。</p>
戸 島 委 員	<p>国の補助単価の改定とありますが、もう少し詳しく教えていただけませんか。</p>
学校教育課長	<p>資料の11ページをご覧ください。新旧対照表になっておりますが、別表第1と第2の違いですが、別表第2の方は幼稚園児の上に小学1,2年生から3年生の児童がいる家庭について規定しているのが別表第2です。この別表第2のうちの一人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者について、生活保護世帯と住民税非課税世帯の場合はこれまで年額26,000円の減免額だったものを、年額35,000円に改めるものです。</p> <p>国からこのような基準が示されましたので、このたび改正するものです。</p>
柴原教育次長	<p>補足ですが、国の基本的な考え方としては経済的に厳しい方に手厚く助成するという考え方がベースにあるようです。</p>
戸 島 委 員	<p>今回の改正により、規則の適用を受ける者は入園料や保育料がゼロになるということですか。</p>
学校教育課長	<p>市の保育料は一人につき月額5,000円、入園料が3,000円です。各区分における限度額が別表に記載されている額ですので、差額は保護者が負担することになります。</p>
委 員 長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>

委員 長	他に質疑がなければ、ご異議なしと認め原案のとおり決定いたします。
委員 長 学校教育課長 委員 長 委員 長	次に、日程第2 議案第20号 大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてを議題といたします。 学校教育課長より説明願います。 この要綱は私立幼稚園の設置者や生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象に保育料を減免する際に補助金を交付するもので、さきほどの議案第19号と同じく国の補助単価の改正に伴う補助限度額の改正でございます。改正額の詳細につきましては、資料の18ページから20ページに記載しております。多くの項目にわたるため詳細の説明は省かせていただきます。 質疑はありませんか。 （「質疑なし」の声あり） 他に質疑がなければ、ご異議なしと認め原案のとおり決定いたします。
委員 長 生涯学習課長 委員 長 委員 長	次に、日程第3 議案第21号 大崎市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。 生涯学習課長より説明願います。 資料の21ページをご覧ください。社会教育委員は社会教育法第15条の規定に基づき設置できるものでございまして、大崎市では定員を15人以内と定め、任期を2年とし、平成22年5月31日をもって任期満了になることから、今回委員の委嘱について審議をいただくものです。 委嘱予定の委員につきましては、22ページに記載のとおり、学校教育、社会教育、家庭教育のそれぞれの分野の関係機関や団体からの推薦と、学識経験者として各地域の教育委員会支所からの推薦による方々でございます。15名中再任が10名、新任が5名であります。 社会教育委員の会議は、年4回定例会を開催しまして、社会教育計画の立案などの社会教育事業全般にわたる調査・研究をしております。 以上で説明を終わります。 質疑はありませんか。 （「質疑なし」の声あり） 他に質疑がなければ、ご異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

<p>委 員 長</p> <p>中央公民館長</p> <p>委 員 長</p> <p>委 員 長</p>	<p>次に、日程第4 議案第22号 大崎市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。 中央公民館長より説明願います。</p> <p>資料の23, 24ページをご覧ください。大崎市公民館条例第13条に規定する大崎市公民館運営審議会委員の任期が平成22年5月31日をもって満了となりますので、次期委員の委嘱についてお諮りするものです。 委員は公民館の各種事業の企画、実施について審議するもので、今回委嘱する委員は15名で再任が8名、新任が7名です。 選出区分は学校、教育関係、社会教育関係、家庭教育関係も学識経験者です。学識経験者は各公民館からの推薦となっております。 以上で説明を終わります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>他に質疑がなければ、ご異議なしと認め原案のとおり決定いたします。</p>
<p>委 員 長</p> <p>中央公民館長</p> <p>委 員 長</p> <p>委 員 長</p>	<p>次に、日程第5 議案第23号 大崎市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。 中央公民館長より説明願います。</p> <p>資料の25, 26ページをご覧ください。大崎市勤労青少年ホーム条例第11条に規定する大崎市勤労青少年運営委員会の任期が平成22年5月31日をもって満了となるので、次期委員の委嘱についてお諮りするものです。 委員は、ホームの運営を円滑に行うために8名で構成されており、再任が3名、新任が5名であります。推薦母体は勤労青少年を雇用する業者、それから勤労青少年の代表者、各関係行政機関の代表者、学識経験者となっております。 以上で説明を終わります</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>他に質疑がなければ、ご異議なしと認め原案のとおり決定いたします。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>次に、日程第6 議案第24号 大崎市青少年問題協議会委員の委嘱についてを議題といたします。 生涯学習課長より説明願います。</p>

<p>生涯学習課長</p> <p>委員 長</p> <p>委員 長</p>	<p>資料の27ページをご覧ください。青少年問題協議会は地方青少年問題法に基づきまして、青少年の指導、育成、保護、及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査、審議すること、及び関係行政機関相互の連絡調整を図ることを主な所掌事務としております。委員は17名で組織し、任期は2年と定めております。平成22年5月31日をもって任期満了となりますことから、今回委員の委嘱についてご審議をいただくものです。</p> <p>委嘱予定の委員にきましては、資料の28ページに記載のとおり、法第3条第3項に定める地方公共団体議会の議員、行政機関の職員及び学識経験がある者から委嘱することとなっております。それぞれの関係団体、機関から推薦をいただいた方々でございます。17名中再任が9名、新任が7名であります。</p> <p>なおご覧いただいているとおり、学識経験者として委嘱予定の大崎市青少年センター運営協議会の会長が決まっていなため、決まり次第委嘱することとして、次回の教育委員会定例会でご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>他に質疑がなければ、ご異議なしと認め原案のとおり決定いたします。</p>
<p>委員 長</p> <p>生涯学習課長</p> <p>委員 長</p> <p>生涯学習課長</p>	<p>次に、日程第7 議案第25号 大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>生涯学習課長より説明願います。</p> <p>資料の29ページをご覧ください。青少年センター運営協議会は、大崎市で設置しております青少年センターを適正かつ円滑に運営するために設置しているものでありまして、委員は15名以内とし、任期を2年と定めております。平成22年5月31日をもって任期満了となりますことから、今回、委員の委嘱について審議をお願いするものです。</p> <p>委嘱予定の委員については資料の30ページに掲載しております。関係機関、団体の職員と民間有識者として教育委員会支所からの推薦による方々でございます。15名中再任が7名、新任が8名であります。運営協議会は青少年センターの業務計画の作成及び運営に関し、適切な指導、助言をいただくものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>適切な指導助言をいただくために、年間、何回ご意見を聞いているのですか。</p> <p>運営協議会自体は年1回の開催です。その会議の中で、青少年センターの概要を報告し、さらには、さきほどの指導員の活動状況、また講師とし</p>

<p>委員 長</p> <p>委員 長</p>	<p>て警察関係，相談所等の職員を招いて現状の問題等を報告いただいて認識を共有していただいています。また，それぞれの委員には随時センターを訪問してもらい，ご意見をいただいております。</p> <p>他に，質疑はありませんか。</p> <p>（「質疑なし」の声あり）</p> <p>他に質疑がなければ，ご異議なしと認め原案のとおり決定いたします。以上で議案審議を終了します。</p>
<p>報 告 事 項</p> <p>委員 長</p> <p>文化財課長</p> <p>委員 長</p> <p>戸 島 委 員</p> <p>文化財課長</p> <p>委員 長</p>	<p>次に報告事項に入りたいと思います。</p> <p>初めに，史跡名勝「旧有備館及び庭園」保存整備事業計画について，文化財課長より報告願います。</p> <p>こちらは，平成21年度に事業を策定したものです。計画書の概要につきましては，本年の3月30日に開催されました第3回の教育委員会定例会において説明を申し上げておりますので，これからの事業予定についてご説明いたします。</p> <p>計画書の143ページをご覧ください。こちらに平成27年までの予定を記載しておりますが，この中の平成22年の計画欄をご覧ください。</p> <p>本年度，主屋につきましては保存修理，耐震補強工事に係る基本設計，付属屋と伝廊下につきましては，保存修理にかかわる基本設計，茶室につきましては，保存修理に係る基本設計と実施設計を行う予定でございます。</p> <p>基本設計につきましては，各建造物の工事方法や工事期間，費用について詳細に検討をしていく予定です。基本設計にかかわる業務委託は6月9日の入札の事務手続きを進めているところです。</p> <p>平成23年度につきましては，茶室を除く主屋等の実施設計を行う予定でございます。茶室につきましては，保存修理工事も行う予定です。</p> <p>平成24年度以降につきましては，主屋の保存修理工事と耐震補強工事，付属屋と伝廊下の保存修理工事を行い，平成27年度までに第1期工事として位置づけております敷地内建造物の保存修理，整備工事を終了することとしております。併せて，電気工事，空調設備工事等の付帯工事を行うこととしております。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>完成した後に，式典等の行事は計画しておりますか。</p> <p>今はまだ考えておりませんが，何かのイベントが必要かと思えます。</p> <p>他に，質疑はありませんか。</p> <p>（「質疑なし」の声あり）</p>

委員 長	質疑がなければ、次の報告事項に移ります。
委員 長	次に、田尻小松観音堂千手観音坐像、不動明王立像、毘沙門天立像の宮城県の指定について、文化財課長より報告願います。
文化財課長	資料をご覧ください。田尻小松観音堂千手観音坐像、不動明王立像、毘沙門天立像の3点を、平成22年4月27日付けで宮城県指定有形文化財に指定する告示がなされました。 また、6月4日午後1時15分から県庁におきまして指定書交付式が行われます。
委員 長	文化財には、国指定、県指定、市指定とありますが、大崎市の指定文化財の一覧表はあるのでしょうか。
文化財課長	はい、ございます。
委員 長	大崎市内には文化財に興味を持って人がいると思います。その方々から資料提供の希望があった場合に一覧表を配布することはできますか。
文化財課長	写真はありませんが、配布することは可能です。
委員 長	他に、質疑はありませんか。 （「質疑なし」の声あり）
委員 長	質疑がなければ、次の報告事項に移ります。
委員 長	次に、大崎市学校教育環境整備指針基本原案中間報告について、峯村副参事より報告願います。
峯村副参事	4月の教育委員会定例会におきまして、中間報告の素案についてご報告し、様々な意見をいただきました。その後、文言の訂正を行い、5月10日の庁議にて報告をし、了とされました。なお、今後、ホームページでの公開の準備に入るわけですが、公開にあたりましては誤解を招かないように、この中間報告がどのような位置付けになっているのか、説明文を加えて公開いたします。 来月の教育委員会定例会でご報告をいたしますが、この後、31小学校区での保護者並びに地域住民を交えた説明、懇談会を実施する予定です。併せて、アンケート調査も実施しながら、それらも検討委員会や庁内調整会議で参考とさせていただき、最終報告に向けたまとめに取りかかっていると考えております。 なお、アンケート調査はおおむね10月頃、保護者懇談会のまとめも9月頃にできる予定ですので、後日、教育委員会に報告したいと考えており

<p>委員 長</p> <p>委員 長</p> <p>委員 長</p>	<p>ます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑がなければ、以上で報告事項を終わります。</p> <p>以上で本日の教育委員会定例会を終了します。</p>
<p>閉 会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主事 水尾 春香</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>委員 長 _____</p> <p>署名委員 _____</p>